

中国専利法第三次改正に伴う 意匠出願時の留意事項

意匠委員会
第二小委員会

【はじめに】

意匠の規定が含まれる専利法が改正され、2009年10月1日に施行されました。
また、実施細則、審査指南が2010年2月1日から施行されました。

主な改正内容は、意匠の登録要件の強化（世界公知の採用、創作非容易性の判断基準の明確化）、権利範囲の明確化（意匠の簡単な説明記載の義務化、評価報告書の導入）、意匠の保護拡充（多意匠一出願制度の導入）です。

当委員会では、これらの改正内容を踏まえ、出願時の留意事項等を検討してきました。今後の実務のご参考としていただければ幸いです。

第1章 基本的改正点の留意事項

第2章 出願時の留意事項に係るQ&A

第3章 専利法改正前後の出願登録状況データ

なお、本内容につきましては3月の東西部会にて報告いたします。

最後に、本資料作成にあたりご協力いただきました多数の国内外代理人に厚く御礼申し上げます。

第1章 基本的改正点の留意事項

この章では、意匠に関する改正点の基本的な留意事項について、まとめています。

新規性／創作非容易性

(制度の説明)

「新規性」、「創作非容易性」の要件を備えていない意匠は、専利権を取得できない。(専利法第23条)

留意事項	関連条文等
1. 新規性 専利権を付与する意匠は、従来の創作に属さないものでなければなりません。 2. 日本の意匠法第3条の2に該当する規定 意匠出願日前に、いかなる単位、又は個人によっても同一の意匠について専利局に出願され、かつ、出願日以降に公告された専利文献の中に記載されていないものでなければなりません。 ※ 日本においては同一出願人には適用されませんが、中国においては何人に対しても適用されます。 3. 創作非容易性 公知創作または公知創作の特徴の組み合わせとを比較し、明らかな区別が付かなければなりません。 ※ 外観設計に独特の視覚効果を有していれば、進歩性ありと判断されます。 上記1～3に対する補正指令は、審査官に依存するところが多く、義務化されておきませんので、条件を満たしていなくても登録になっている事例が多々見受けられます。	・専利法第23条第1項、4項 ・審査指南第四部分第五章5.1.1 ・審査指南第四部分第五章5.1.2 ・専利法第23条2項、4項 ・審査指南第四部分第五章6

審査指南		登録要件
第四部分 第五章5.1.1	寸法の相違	新規性 (同一)
	慣用材料の取り替え	
	製品の機能や内部の構造、技術的性能の相違	
第四部分 第五章5.1.2	通常の注意力で気付けない僅かな差異	新規性 (実質的同一)
	使用する時に容易に見えない又は見えない部分の相違	
	ある設計要素全体を当該種別の製品の通常設計における相応した設計要素に置き換えた	
	当該種別の製品の通常の配列方式により配列を繰り返しているか、又は配列数に増減の変化を施した	
	相互にミラー対称になった	
第四部分 第五章6	種別の同一又は類似な製品の現有設計と比べて、明らかな相違がない	創作非容易性
	現有設計の転用により成されるものであり、両者の設計的特徴が同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な転用手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある	
	現有設計又は現有設計の特徴の組み合わせにより成されるものであり、該現有設計が係争意匠の相応した設計の部分と同一であるか、あるいは軽微な差異だけがある。そして、当該具体的な組み合わせ手法について、種別の同一又は類似な製品の現有設計にヒントがある	

優先権主張を伴う場合の基礎出願の取り扱い

(制度の説明)

出願人が優先権を主張する場合、出願時に優先権を主張する書面を提出し、3ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。(専利法第30条)

留意事項	関連条文等
1. 簡単な説明 基礎出願において「意匠の説明」を記載していない場合も、中国出願の「簡単な説明」が<u>図面または写真に示される範囲を超えていなければ記載することができます。</u> 2. 多意匠一出願 中国に優先権を主張して意匠出願をする場合には、<u>最先の出願日から6ヶ月以内であれば、多意匠一出願の制度を利用して出願することができます。</u> 基礎出願の有無に関わらず、中国の類似判断基準に合致している限り(他国の類似関係を考慮しない)、1件の意匠出願にまとめることができます。 ※ 日本の本意匠を必ずしも中国の基本設計にする必要はありません。	・専利法実施細則第31条 審査指南第一部分第三章5.2 ・審査指南第一部分第三章5.2.1 ・審査指南第一部分第三章5.2

意匠の簡単な説明の記載事項

(制度の説明)

意匠出願には、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明を含めなければならない。(専利法第27条)

意匠の簡単な説明には、物品の名称、用途、意匠の設計要点、および設計要点が最も明瞭に示された図面又は写真の名称を記載しなければならない。図面の省略や色彩の保護を求める場合には、簡単な説明中にその旨を記載しなければならない。(専利法実施細則第28条1項)

留意事項	関連条文等
1. 意匠の設計要点の記載事項 (1)意匠の設計要点とは、先行意匠と区別されるような形状等をいい、その記載は簡潔にすべきである。なお、簡潔でない場合には、補正指令を受ける可能性があります。 (2)簡単な説明の記載は、機能的な説明等を記載してはならず、記載がない場合には出願が受理されません。 (3)代表図の指定とは、登録公報に掲載する図面を指定することが目的であり、権利範囲には影響しません。 2. 意匠の設計要点の記載内容と権利解釈の関係 類似判断は、全体観察に基づいてなされますので、意匠の簡単な説明に記載されていない特徴部分も考慮されますが、意匠の設計要点に記載された内容は、権利範囲の解釈に用いられます。 以上の観点から、将来的に権利範囲の解釈に悪影響を与えると考えられることは出願時には記載せず、補正指令を受けた場合に、対応する方が良いと考えられます。 今後、改正専利法における裁判例が蓄積された時点で検証が必要です。	・専利法実施細則第28条、第39条 ・審査指南第一部分第三章4.3 ・専利法第59条 ・最高人民法院による専利権侵害紛争事件をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(法釈[2009]21号)第9条

意匠図面又は写真の要件

(制度の説明)

原則、出願人が提出する図面又は写真は、専利保護を請求する製品の意匠を明確に表示していなければならない。

(専利法第27条第2項)

留意事項	関連条文等
1. 少なくとも製品の設計要点が及ぶ面の図面を提出しなければなりません。 (例)・設計要点が6面に及ぶ場合→6面それぞれの正投影図 ・設計要点が1面またはいくつかの面にのみ及ぶ場合 →少なくとも関連する面の正投影図及び立体図 (a)図面が省略される場合には、意匠の簡単な説明においてその理由を記載しなければなりません。 (b)必要な場合、展開図、断面図、拡大図等を提出することができます。 (c)製品の用途、使用方法又は使用場所などを明示するために参考図を提出することができます。	・審査指南第一部分第三章4 ・審査指南第一部分第三章4.2
2. 出願人は、色彩も併せて保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。なお、意匠の説明において、色彩を保護する旨を記載しておくことが必要です。	・専利法実施細則第27条 ・審査指南第一部分第三章4.3(4)
3. コンピュータグラフィックス(CG)により作成した図面を提出しても良いです。	・審査指南第一部分第三章4.2.2 ・審査指南第一部分第三章4.2.4
4. 意匠図面の製品製図の中に削除又は補正されるべき線、例えば陰影線、引出線、点線、中心線、寸法線、鎖線などを含んではなりません。	

多意匠一出願制度

(制度の説明)

原則、1件の意匠出願には1つの意匠に限られますが、同一物品における類似する意匠については最大10の意匠を限度として、1の意匠出願として出願し、保護を受けることができる。(専利法第31条2項、専利法実施細則第35条)

留意事項	関連条文等
1. 多意匠出願する際には、代表図を指定するとともに、意匠の簡単な説明において基本意匠を指定する必要があります。 2. 1件の意匠出願における各意匠は、同一物品であり、かつ、基本意匠に類似するものに限定されます。 3. 多意匠一出願を利用する場合には、1件の意匠出願に含める意匠は10個を超えてはなりません。 なお、10個を超えて出願してしまった場合、審査官は意見通知書を発送し、出願人が補正を行っても欠陥が克服されないときは、該意匠出願は拒絶されます。 4. 出願を検討する際に、類似する意匠が10個を超える場合には、1出願に含まれる意匠を10個以内となるように意匠の選定を行う必要があります。なお、類似する意匠を別意匠として出願した場合には、類似する意匠同士は無効となる可能性が高いと考えられるので、どちらかの出願から当該類似する意匠を削除する必要があります。 《本制度活用のメリット》 類似性が高い意匠を1件の意匠出願にまとめて出願することが可能となり、1つの出願で複数の類似する意匠を保護することができるとともに、出願手数料を節約することが可能です。また、登録無効性が高い意匠が含まれている場合には、その意匠を削除することにより、登録無効理由の無い意匠については権利を維持することが可能です。	・専利法実施細則第28条 ・審査指南第一部分第三章4.3 ・審査指南第一部分第三章9.1.1 ・専利法実施細則第35条第1項 ・専利法実施細則第42条 参考：同一物品について 食事皿≠取皿 ※多意匠一出願に含まれる意匠の対象として、ジェトロ作成の日本語仮訳(第31条2項)では、「同一製品」における・・・となっていますが、実施細則28条第1項が日本でいう「意匠にかかる物品」に相当すると考えられることから、ここでは便宜上、「同一物品」との用語を用いて説明しています。

平面印刷物の取り扱い(標識として用いられるデザインの登録排除)

(制度の説明)

平面印刷物の図案、色彩又はこれらの組合わせによって作成され、主に標識として用いられる意匠は、登録を受けることが出来ない。(専利法第25条第1項第6号)

留意事項	関連条文等
1. 意匠登録出願が以下の3つの条件を同時に満たしている場合、登録を受けることが出来ません。 (1) 意匠にかかる物品がラベル等の平面印刷物である(注1)。 (2) 当該意匠が図案、色彩又はこれらの組合せに対するものである。 (3) 当該意匠が主に標識(商標)としての機能を果たしている。(注2) 注1 三次元の製品(物品)であれば、登録される対象です。 注2 意匠的な要素と商標的な要素とを比較して、商標的な要素が凌駕する場合には(3)に該当すると考えられます。	・専利法第25条1項6号 ・審査指南第一部分第三章6.2

秘密保持審査

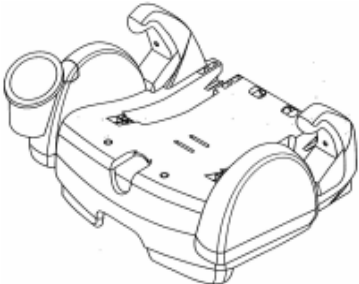
(制度の説明)

いかなる組織又は個人も、中国で完成された発明又は実用新案を外国に特許出願する場合、先ず国務院特許行政部門による秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規程に準拠する。(専利法第20条1項)

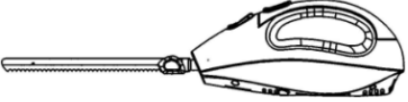
留意事項	関連条文等
1. 秘密保持審査を請求できる対象は、実質的な内容が中国国内で完成した特許と実用新案に限定されており、意匠は対象外です。 2. なお、意匠出願に特許的要素が含まれている場合も考えられますので、後に特許出願をする可能性がある場合には、中国に第1国出願として出願しておくことが望ましいです。	・専利法第20条1項 ・専利法実施細則第8条 ・審査指南第五部分第五章1

第2章 出願時の留意事項に係る Q & A

この章では、本改正法施行の2009年10月1日以降に意匠出願され登録となった中から6件を抽出し、これらの登録公報の設計要点の記載を例に、今後、意匠出願をするにあたり検討すべき事項や注意すべき事項をQ&A方式でまとめています。

	登録例	設計要点の記載内容	代理人コメントまとめ
① 具体的な形状を全て 詳細に説明した例	200930236655.9号 2009.10.19出願 「儿童安全座椅」  代表図: 立体図(斜視図)	3.外观设计的设计要点:如各图所示,本外观设计儿童安全座椅本体概呈水平,且本体前方的左右二侧分别向上延伸大致呈半圆形的板体,而本体后方的左右二侧分别向上弯折延伸一柱体。藉由弧形线条架构外观造型,并运用曲度与弯弧方向的变化,完全不同于旧有泛用造型。 3.意匠の設計要点:各図に示す通り、本意匠は児童安全座椅本体が概ね水平を呈し、且つ本体の前方左右両側にそれぞれ上向きにほぼ半円形を呈する板体を延ばし、また本体後方左右両側はそれぞれ上向きに湾曲した1の柱体を延ばす。弧状の輪郭と切欠きの外観造形が、円弧方向へ湾曲する変化において、従来的一般形状と完全に異なる。	審査指南によれば、「設計要点の記述は簡潔にすべきである」とされており(審査指南第一部分第三章4.3)、“審査ガイドブック”(審査官向け)でも「性能、構造を説明してはならない」との記載があることから、本ケースのように、詳細に具体的な意匠の形状を記載した場合、初歩審査を通過できない可能性があります。実際、補正指令を受けているケースも多数あるようです。
② 設計要点が表れる 部位のみ説明した例	200930295268.2号 2009.11.3出願 「气动快速切断阀」  代表図: 主視図(正面図)	3.本外观设计产品的主要设计要点是上部气缸与电磁阀之间形成的双向进出管路,以及电磁阀下部连接的排气阀。 3.本意匠製品の主要な設計要点は、上部シリンダーと電磁弁の間を形成する双方向入出管路および、電磁弁下部を接続した排気弁である。	初歩審査を通過できます。ただし、権利範囲の影響として、係る部位しか設計要点として認められないか否かは、現時点では不明です。

	登録例	設計要点の記載	代理人コメントまとめ
③ 外観の基本的形状を主に説明した例	200930251935.7 号 2009.10.30出願 「立柱盆」(洗面台)  代表図: 立体図(斜視図)	4.产品为连体式柱盆,产品整体为梯型。 4.製品は連体式の柱鉢であり、製品全体は<u>台形である</u>。	初歩審査を通過できます。
④ 設計要点が表れる図面を特定した例	201030121275.3号 2010.03.18出願 「包装挂卡」  代表図: 主視図(正面図)	3.外观设计的设计要点:a、主视图所体现的是本外观设计的设计要点;b、a处为透明材料制成;c、省略俯视图、仰视图 3.意匠の設計要点:a. <u>正面図に表れるのが本意匠の設計要点である。</u>; b. aの部分は*透明部材から成る。; c. 上面図、底面図を*省略する。	本例の場合、“a”の記載のみであれば問題ありません。 “b”、“c”の記載内容は設計要点とは言えず、別項目として「意匠の簡単な説明」に記載すべきであり、また権利行使への影響も考えられるとの指摘もあります。 *b(透明部の記載); Q4参照、 *c(図面の省略); Q5～6参照)

	登録例	設計要点の記載	代理人コメントまとめ
⑤ 意匠の構成要素で 記載した例	200930251589.2号 2009.10.24出願 「電小刀」 (電動キッチン小刀)  代表図: 主視図(正面図)	3.外观设计的设计要点:产品的形状以及图案。 3.意匠の設計要点:製品の<u>形状および图案</u>。	初歩審査を通過できます。
⑥ 記載なしの例	200930198191.7号 2009.11.04出願 「生活費日向水系制御器」  代表図の指定なし	(仰視図(底面図)は設計要点を含まないため、仰視図を省略。)	設計要点が不記載でも無効理由にはなりませんが、明らかな形式上の不備ですので、適切ではありません。

注) 審査指南の施行(2010.2.1)前に出願された登録事例は、現時点では初歩審査を通過しない可能性の高い内容のものも含まれています。

Q1 設計要点の記載について、登録例①～⑥のどの記載が適切ですか？

- 登録例
- ① 具体的な形状を全て詳細に説明した例
 - ② 設計要点が表れる部位のみ説明した例
 - ③ 外観の基本的形状を主に説明した例(例. 台形である。)
 - ④ 設計要点が表れる図面を特定した例(例. 正面図に表れる。)
 - ⑤ 意匠の構成要素で記載した例(例. 形状と図案である。)
 - ⑥ 記載なしの例

A1 拒絶理由を受けにくい記載は②、③、⑤ですが、設計要点の記載とそれが権利行使に与える影響については、現時点では改正法に準じた裁判例がないので不明です。そこで、出願意匠に求める権利範囲に応じて記載パターンを使い分けるべきと考えます。

なお、①は、簡潔に記載しないと補正指令を受ける可能性があります。④のように設計要点が表れる図面を特定する記載は問題とはなりませんが、本事例においては設計要点ではないものが記載されている点で問題となる可能性があります。

⑥には設計要点が記載されていないという形式上の不備がありますので、適切ではありません。

Q2 どの図面を代表図に指定すべきでしょうか？

A2 出願人が、意匠の特徴が最も表されると考える図面を指定すれば問題ありませんが、立体図(斜視図)を代表図として指定することが一般的であると思われます。

指定された代表図は中国特許庁(SIPO)が発行する紙公報に掲載するためにのみ用いられるものであり、どの図面を指定しても権利範囲の認定には影響ありません。

意匠権の権利範囲は指定された代表図のみに基づいて特定されるものではなく、全ての図面に基づいて特定されます。

Q3 代表図を指定しないことで何らかのデメリットはありますか？

A3 専利法実施細則第28条では代表図を指定しなくてはならない旨が規定されており、代表図を指定しない場合には補正指令または職権による修正の対象となり、対応するための時間及び費用が別途発生するというデメリットがあります。

代表図は意匠権の権利範囲の解釈に使われるものではなく、代表図がないことは無効理由でもありません。そのため、代表図の指定がないことによる権利に影響をあたえるようなデメリットはありませんが、出願時において、出願人が意匠の特徴が最も表されていると考える図面を代表図として指定しておくべきでしょう。

なお、登録例⑥は専利法実施細則が施行する前に出願されたもののため、旧実施細則に基づいて代表図なしで登録となったと考えられます。

Q4 登録例④のように透明・透光性の部分を含む場合、このことを簡単な記載で説明しなくてはならないのでしょうか？もし、記載しなかった場合、どのようなデメリットがあるのでしょうか？

A4 透明・透光性であること、反対に透明・透光性ではないことを主張したい場合には、簡単な説明に記載した方が良いです。

審査指南には、「製品の意匠が、透明材料又は特殊な視覚的效果を有する新たな材料からなる場合、必要に応じて簡単な説明にこれを明記する」（審査指南第一部分第三章4.3）と記載されています。

記載しない場合のデメリットとして、透明・透光性部分を通して見える内部の形状が図面に表れている場合に、内部の形状なのか、表面の形状なのか分かり辛くなるため、図面の不一致や不明瞭、視覚効果の認識相違により権利無効とされたり、権利解釈において権利者に不利に働く可能性があります。

Q5 登録例⑥では平面図が設計要点を含まないという理由で省略されています。このように図面を省略した場合、意匠全体の認定はどのように考えたら良いのでしょうか？

A5 省略された部分は、他の図面、例えば、斜視図、参考図から見るができる場合を除いて、類否判断において考慮されません。この場合、省略された部分の認定については、公知意匠等も踏まえた一般的な形状が当てはめられるものと考えます。

なお、審査指南には、「創作の特徴を含まない図面については省略できる」旨の規定がある（審査指南第一部分第三章4.3）ので、設計要点を含まない図面を省略すること自体は問題ありません。

ただし、中国出願を基礎とした外国出願を考慮すると、六面図を要求している国もあることから、優先権の面で不利となるかもしれません。

Q6 Q5において、省略した部分に特徴的な要素を付加して出願した場合、付加した以外の部分は同一であっても、後願は正当な権利として成立するのでしょうか？

A6 後願意匠が認められるか否かは、後願に付加された特徴的な要素が、全体観察、総合判断に対し、顕著な視覚効果を生じるか否かによって決定されるものと考えます。

Q7 互いに類似しているか、いないかの判断が分かれるような複数の意匠に関して、各々独立の意匠と多意匠一出願のどちらで出願すべきでしょうか？

A7 多意匠一出願で出願した方が良いと考えます。

まず、多意匠一出願は、独立の意匠として出願する場合よりも、出願費用を節約することが可能です。

また、独立の意匠として出願した場合、仮にこれらが本来的に互いに類似すると判断されるべき意匠であったとしても、中国では意匠の実体審査は行なわれないため、そのまま登録となる可能性があります。その場合、一つの意匠のみ有効であり、他の意匠は無効理由を含むこととなります。

一方、多意匠一出願の出願においては、方式審査において、各々の意匠が類似するか否かが審査されるため、非類似と判断された意匠については、補正指令が出され、出願人は非類似と判断された意匠を独立の意匠へ補正することが可能です。また、仮に非類似と判断されるべき意匠が、そのまま多意匠一出願として登録となった場合においても、これのみを以って権利無効とされることはありません。

多意匠一出願において、方式審査で非類似と判断される意匠があったとした場合には、補正等の対応により費用と時間が別途必要になり、また、権利譲渡若しくはライセンスを行なう際には権利全体でしか行えない点がデメリットとなりえますが、総合して考えますと、互いに類似すると思われる意匠については、多意匠一出願として出願するのが良いと思われます。

Q8 類似と判断される可能性のある複数の意匠を、各々独立の意匠として出願する場合、設計要点はどのように記載したら良いでしょうか？

A8 各々を独立の意匠として出願する場合、設計要点を総括的な記載（登録例②～⑤参照）をするのであれば、各々の設計要点の記載内容は同じで良いと考えます。

一方、詳細な記載（登録例①参照）をする場合には、各々を区別するような記載をしないと無効となる可能性があります。ただし、詳細に記載し過ぎると権利行使の際に不利に判断される可能性もあるため、総括的な記載をした方が良いと考えます。

Q9 非類似と判断されるべき意匠が、多意匠一出願として登録となっている場合、権利範囲はどのように解釈されますか？それぞれの意匠の共通する部分が創作の特徴と見做されるのでしょうか？

A9 複数の意匠が多意匠一出願として登録となった場合、付与される意匠権はひとつですが、個々の意匠が独自の権利範囲を有しています。

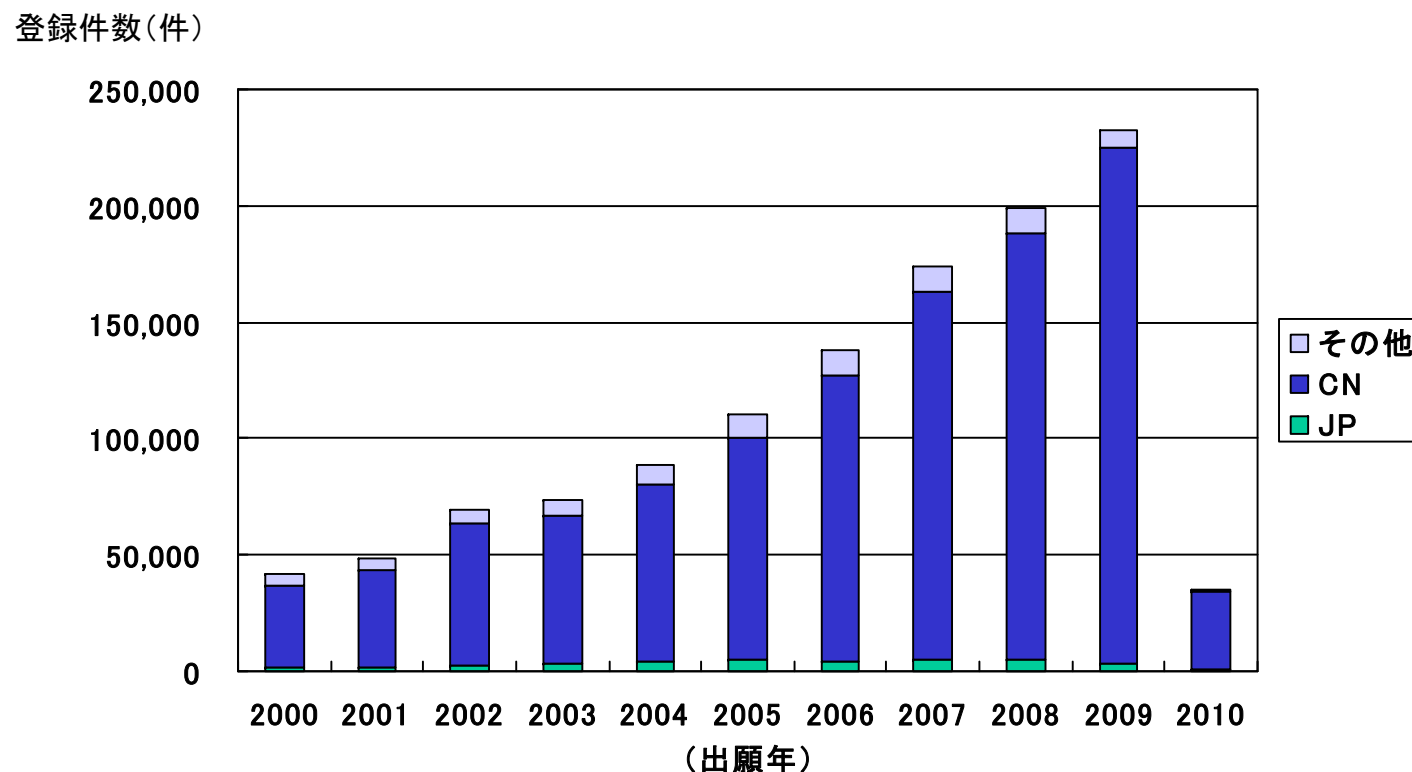
権利範囲の解釈は、各意匠の図面を基準としますので、各意匠の共通する部分が創作の特徴であるとみなされることはないようです。

また、非類似の意匠が、多意匠一出願に含まれていたとしても無効理由にはなりません。

第3章 中国専利法改正前後の 出願登録状況

- ・意匠登録件数の推移（2010年10月登録公報発行分まで）
 - ＜年度別・出願国割合＞
 - ＜出願月別＞
 - ＜特定ロカルノ分類（Cl.12,14,15,21,23,及び19）別＞
- ・多意匠一出願の利用割合（ロカルノ分類別）
- ・平面印刷物の登録件数の推移

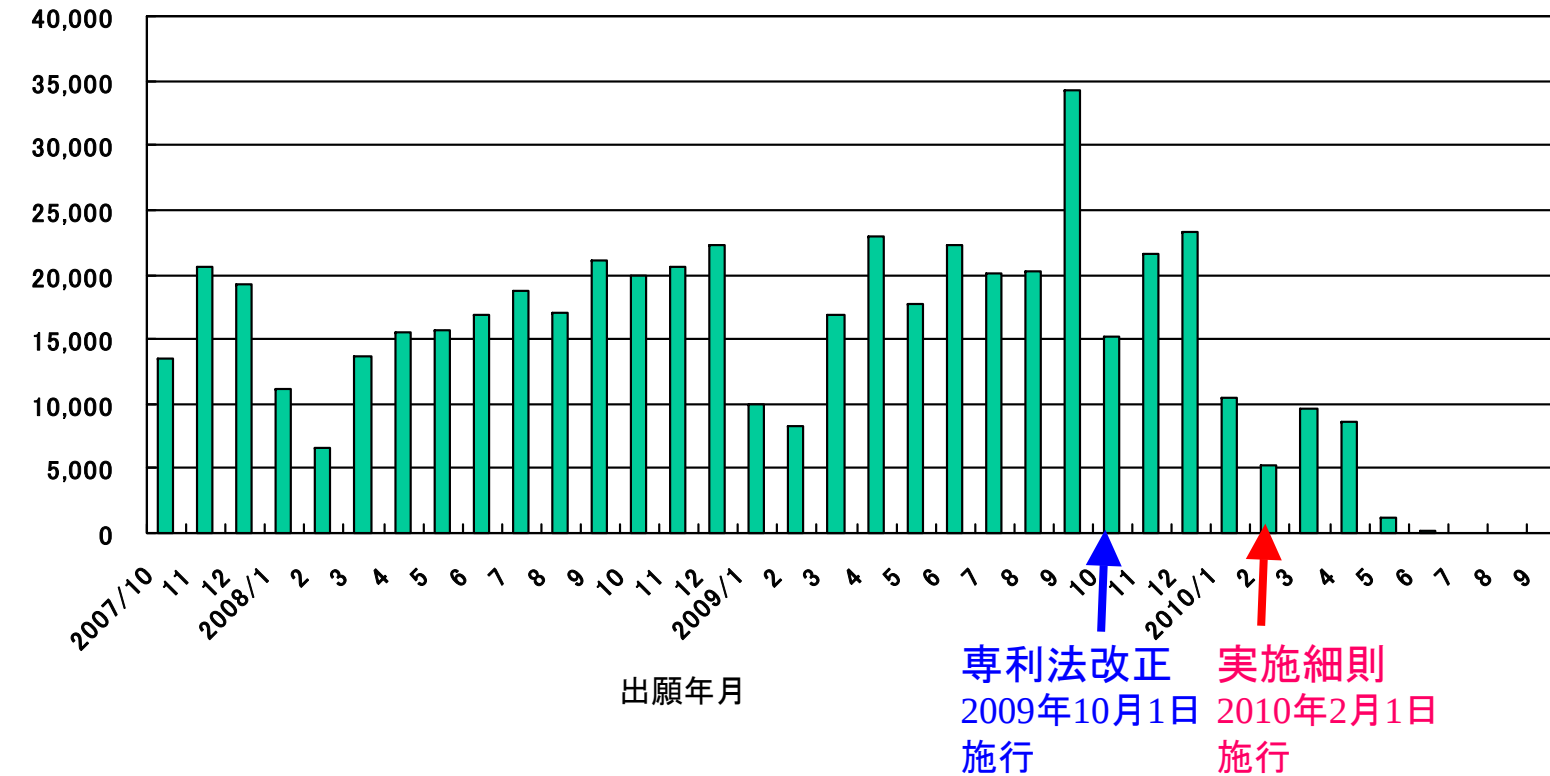
【意匠登録件数の推移・年別・出願国割合】



- ・中国からの出願増により、右肩上がりに件数が増えている。
- ・2009年は、リーマンショックの影響で日本を含む外国からの出願は減っているが中国は影響を受けていない。
- ・2010年は登録に至っていない出願が多く参考値。

【意匠登録件数の推移・月別】

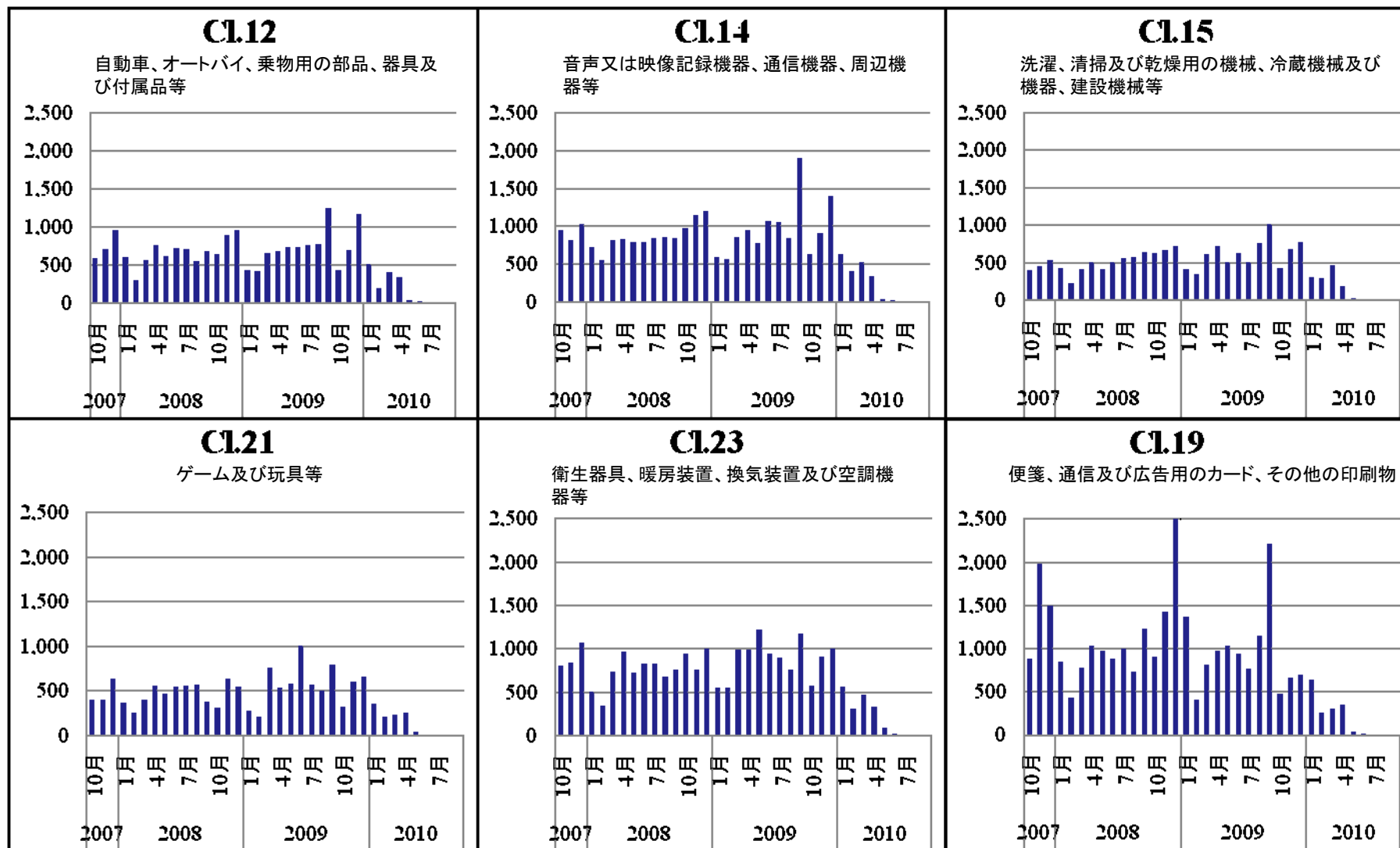
登録件数
(件)



- ・2009年9月の出願の伸びは、特許法改正前の駆け込み出願があったものと伺える。
- ・春節時は毎年出願件数が減っている。
- ・2010年は未だ登録となっていない案件が多く、今後の動向を要確認。

【分類別登録件数推移—Cl.12,14,15,19,21,23—】

※日本企業の出願件数が多い分類及び、今回の改正に関わる平面印刷物の分類を抜粋した。



・前述の全体傾向と基本的傾向は同じ。

ロカルノ分類表

ロカルノ分類
01 食料品
02 衣料品及び小間物類
03 旅行用品, ケース, パラソル及び身の回り品, 他で明記されていないもの
04 ブラシ製品
05 繊維製品, 人造及び天然のシーツ材料
06 家具
07 家庭用品, 他で明記されていないもの
08 工具及び金物類
09 商品の輸送又は処理のためのパッケージ及び容器
10 時計, 携帯時計及びその他の計測器具, 検査器具及び信号器具
11 装飾用品
12 輸送又は引き揚げの手段
13 電気の発電, 供給又は変流のための器具
14 記録, 通信又は情報検索の機器
15 機械, 他で明記されていないもの
16 写真撮影機器, 映画撮影機器及び光学機器
17 楽器
18 印刷機械及びオフィス用機械
19 文房具及びオフィス機器, 画家の材料及び教材
20 販売及び広告機器, 表示具
21 ゲーム, 玩具, テント及びスポーツ用品
22 武器, 火薬製品, 狩猟, 漁猟及び害獣駆除のための物品
23 流体供給装置, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料
24 医療器具及び実験室用器具
25 建築ユニット及び建設部材
26 照明機器
27 煙草及び喫煙者の消耗品
28 医薬品及び化粧品, 化粧用品及び化粧道具
29 火災防止用, 事故防止用及び救助用の装置及び器具
30 動物の世話及び扱い用の物品
31 飲食物を調理するための機械及び器具, 他で明記されていないもの
32 グラフィックシンボル, ロゴ, 表面模様及び装飾
99 その他

サブクラス

12-02 手押し車、一輪手押し車
 12-03 機関車及び鉄道用車両並びにその他のすべての鉄道車両
 12-05 荷を積んだり、移動したりするためのエレベーター及び...
 12-06 船及び舟
 12-08 自動車、バス及び貨物自動車
 12-11 自転車及びオートバイ
 12-15 乗物用のタイヤ及び滑り防止用チェーン
 12-16 乗物用の部品、器具及び付属品で、他のクラスやサブク...

14-01 音声又は映像の記録又は複製のための機器
 14-02 データ処理装置及び周辺機器
 14-03 通信機器、無線遠隔制御装置及び高周波増幅装置
 14-99 その他

15-01 エンジン
 15-02 ポンプ及びコンプレッサー
 15-03 農業機械
 15-04 建設機械
 15-05 洗濯、清掃及び乾燥用の機械
 15-06 織物の縫製、編み及び刺繍の機械並びにそれらの構成要...
 15-07 冷蔵機械及び機器
 15-09 工作機械、研磨機及び鑄造機
 15-99 その他

19-01 便箋、通信及び広告用のカード
 19-02 オフィス機器
 19-04 書籍及び類似の外観を持つその他の物
 19-06 手書き、製図、絵画、彫刻、及びその他の芸術技法のた...
 19-07 教材
 19-08 その他の印刷物 ※平面印刷物

21-01 ゲーム及び玩具
 21-02 体操及びスポーツ用具及びスポーツ機器
 21-03 他の娯楽用品

23-01 流体供給装置
 23-02 衛生器具
 23-03 暖房装置
 23-04 換気装置及び空調機器

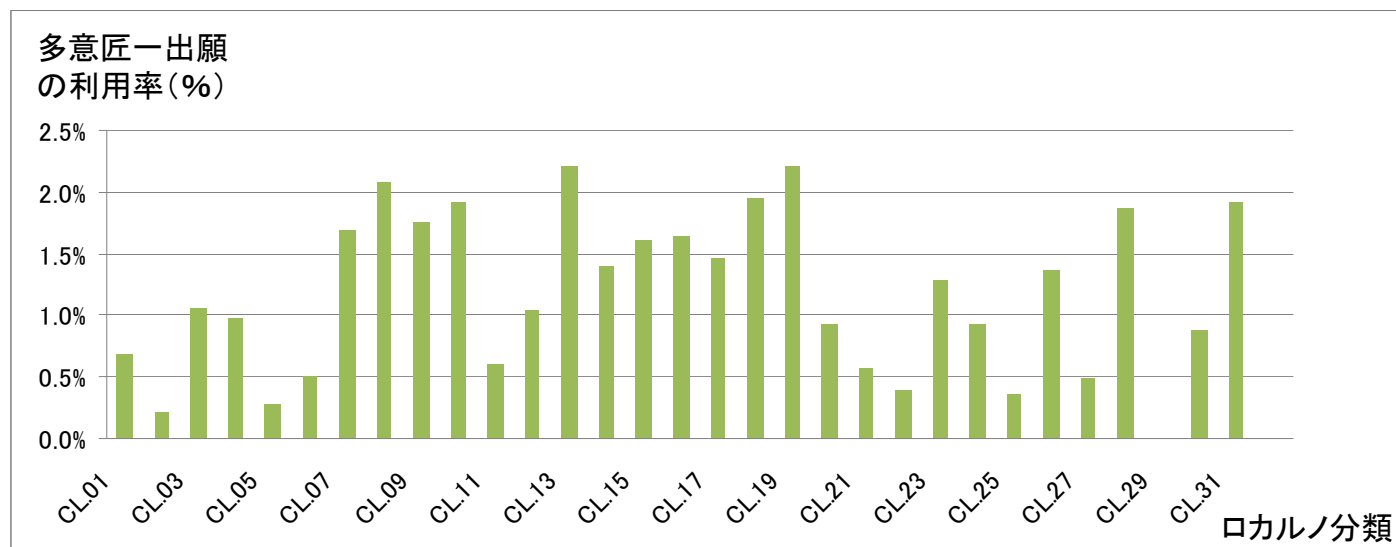
独立行政法人工業所有権情報・研修館法 IPDL特許電子図書館

分類リスト・ロカルノ(9版)→(現行)日本意匠分類対照表

http://www.ipdl.inpit.go.jp/D_GUIDANCE/Locarno9ToJp.ipdl?N0000=175

【多意匠一出願の利用割合(ロカルノ分類別)】

(2009年10月以降出願分)



「2009年10月以降出願約100,000件
に対して、多意匠一出願の割合は
約1%と低い。

因みに、あまり利用されていないと言わ
れている日本の関連意匠出願でも、中
国の多意匠一出願のカウント方法に合
わせて換算すると、その利用割合は約
11%である。



利用割合が低い主な理由として・・

- 登録まで時間を要している
- 制度として十分普及していない

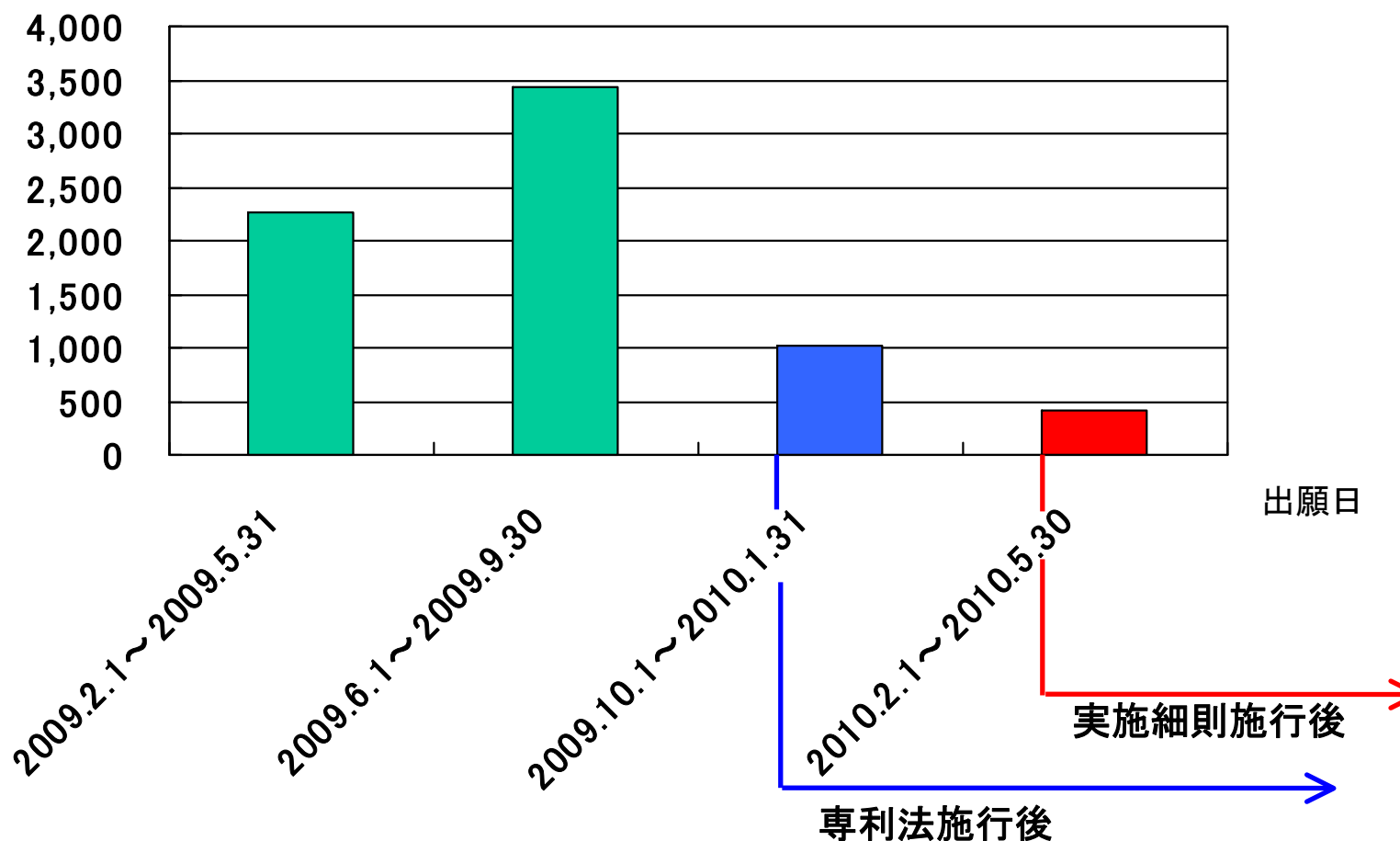
ことが考えられる。

【平面印刷物の登録件数の推移】

(2009年2月～2010年5月出願分)

登録件数(件)

法改正前後の比較



・法改正前後で件数が大きく変化しているが、出願中で登録となっていない案件もあり、今後も動向に注目すべき。

【多意匠一出願・登録事例紹介】

現時点での多意匠一出願を利用した登録事例

(※ 掲載事例はあくまでも登録事例であり、出願方法を推奨するものではありません。)

●色彩の違いによるもの

基本設計



出願番号201030109409.X
出願日2010/02/09

●模様の違いによるもの



基本設計



出願番号201030136953.3
出願日2010/04/12

●形状の違いによるもの



出願番号201030133620.5
出願日2010/03/25

●構成単位の違いによるもの

基本設計



出願番号201030301994.3
出願日2010/01/25

【平面印刷物・登録事例紹介】

現時点での平面印刷物の登録事例

標識要素が強いものの登録に至っている事例も見受けられる。

(※掲載事例はあくまでも登録事例であり、権利の有効性にまで言及するものではありません。)

実施細則施行前に出願された意匠



出願番号20093011800.0

出願日2009/11/30



出願番号201030100238.4

出願日2010/01/25

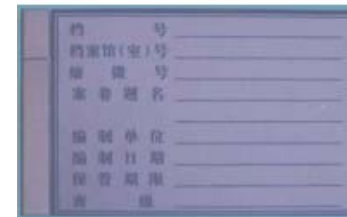


出願番号200930120739.6

出願日2009/10/29

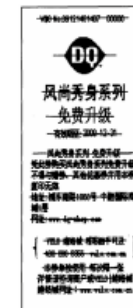
药品服用记忆卡

実施細則施行後に出願された意匠



出願番号201039030021.8

出願日2009/02/05



出願番号201030175599.5

出願日2010/05/20



出願番号201030130432.7

出願日2010/04/01



出願番号201030135735.8

出願日2010/04/09

【平成22年度意匠委員会 第二小委員会メンバー】

委員長	荒井 秀年	(本田技研工業)
副委員長	藤原 茂	(住友ゴム)
副委員長	西濃 俊和	(パナソニック電工)
副委員長	宮崎 智子	(ロート製薬)
副委員長	山本 敬一	(サントリーホールディングス)
委員	小島 朋美	(カシオ計算機)
委員	幟立 晃	(コベルコ建機)
委員	中原 香通子	(富士通)
委員	林 真紀	(キヤノン)
委員	尾島 憲昭	(リコー)
委員	肱岡 真由美	(TOTO)
委員	向川 友徳	(ブリヂストン)
委員	山本 啓壺	(パナソニック)

【監修】

北京銀龍知的産権代理有限公司